

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月24日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	8番	安藤 清浩	君
9番	日高 清明	君	
10番	笹原 綾乃	君	
12番	牧 優作郎	君	
13番	岩川 孝行	君	
14番	亀割 義一	君	
15番	備 邦雄	君	
16番	平田 耕作	君	
18番	神宮司 守昭	君	
19番	中島 則雄	君	
20番	内田 政人	君	

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	7番	大角 利夫	君
	17番	西橋 豊啓	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第45号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。本日は西橋委員と大角委員が欠席です。
ただ今より平成 28 年度第 10 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 15 番委員の備邦雄委員にお願い致します。

憲章朗唱 (15 番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。新しい年が始まっての 1 回目の定例総会でございます。世界的に見ましても先行きがわからない状況になっておりますが、私たちも新体制を迎え農地利用最適化が農業委員会のメインの仕事になります。そういうことで事務局も来月から 7 月 8 月の新しい体制に向けて忙しい毎日になるのかなと予測をしております。

今回も皆さんの協力を得ながら切り替え時期を乗り越えていきたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 6 番委員・8 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 10 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 10 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号 12 番。権利の種類：使用貸借権設定。契約内容：農地法第 3 条。貸借人：借人 [] さん、貸人 ([] さん。土地の所在： []、畑、 [] m²。貸借期間：平成 27 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日までの 5 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日が平成 29 年 1 月 3 日、土地の引き渡し時期が平成 29 年 1 月 5 日です。 以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方から何かございますか。

(「ありません。」の声あり)

それではこのようにご承知ください。

続きまして議案第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 44 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 44 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん ([] 歳)、譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []。地目：畑。面積： [] m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜類が 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：0、申請人の経験年数：5 年、農機具等の保有状況：軽トラック・1、草刈機・2 で、動噴・1 です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということですので。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということですので。 以上です。

会長

整理番号 44 番について担当委員のご説明をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

9 ページをお願いします。■■■と■■■の界になるんですが、二人の関係は遠い親戚です。贈与で譲り受けて自家用の野菜等を栽培したいということでした。譲受人は■■■の社長、譲渡人は■■■をしております。農業はしないということでした。いずれ荒廃地になるところを■■■さんが使ってくれるということですので、問題ないと思います。

会長

整理番号 44 番について皆さん方からご意見いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号 44 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 44 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 45 番から 49 番まで受人が同一ですので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 45 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人（■■■さん（■■■歳）、貸人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：実エンドウ・4月から5月、10月から12月、人参・7月から9月、11月から2月、ウコン類・2月から6月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、申請人の経験年数：5年、農機具等の保有状況：導入予定としまして耕運機・1、運搬車両・2です。周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。貸借期間：平成 29 年 1 月 5 日から平成 34 年 1 月 4 日までの 5 年間です。

整理番号 46 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■さん（■■■歳）、貸人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 45 番と同じですので省略いたします。貸借期間：平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間です。

整理番号 47 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■さん（■■■歳）、貸人■■■さん（亡）、相続権者：■■■さん、■■■さん。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 45 番と同じですので省略いたします。貸借期間：平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間です。

整理番号 48 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■さん（■■■歳）、貸人■■■さん（亡）、相続権者：■■■さん、■■■さん。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 45 番と同じですので省略いたします。貸借期間：平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 5 年間です。

整理番号 49 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■さん（■■■歳）、貸人■■■さん（亡）、相続権者：■■■さん、■■■さん。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 45 番と同じですので省略いたします。貸借期間：平成

事務局長

29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間です。

いずれも農地法第3条の規定に抵触しないことから、申請は問題ないと考えております。 以上です。

会長

整理番号45番から49番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請人は■■■■に在住しておりまして、■■■■の区長さんを通じて農地を求めているところで、今年から本格的に農業を始めるという事です。本人は青年就農給付金を利用したいということで、5年間で150万円の所得を目指して頑張るということでした。12ページの写真ををお願いします。ここは先ほど■■■■の方たちに使ってもらっていた場所です。貸人の■■■■さんは叔母にあたるということです。13ページの写真は■■■■の土地です。4筆ありまして3筆は未相続地で、相続権者はいるんですが農業はやっておりません。高齢であったり未相続地であったり、いずれは遊休農地になるであろう場所を■■■■の区長さんを通じて貸借の許可をもらったということでした。■■■■は高齢化と後継者不足で、きれいに整備されている土地がたくさんあるんですが、将来的には6次産業化を目指して農業をやりたいという話でしたので地元委員としても、いろいろ協力をしながら頑張ってもらいたいなと思っております。

会長

■■■■の担当委員さんからございませんか。

○番（農 業 委 員）

説明は■■■■さんからありましたとおりで。借り手がいなければまた荒れてしまうのかと思っていたところで、私も■■■■の土地は近くですので協力をしながら6次産業までつなげられたらいいなと思いき、問題ないと思います。 以上です。

会長

整理番号45番から49番に関して皆さん方からご意見ございませんか。

○番（農 業 委 員）

計画の中に実エンドウも入っていますが、エンドウは最初に資材費用がかかるし宮之浦で生るのかなと。心配なんですけども。

○番（農 業 委 員）

多分、ウコン工場と隣近所ですからウコンを中心に、場所を選定しながら人参やエンドウもということだと思いき。ウコンは1回植えると手はあまりかからないですから、その間にできる物をという事じゃないですかね。

○番（農 業 委 員）

ウコンは単年作物で収入になるんですけど、エンドウは試験という面でスタートして5年後の150万円の収入を目標に始めるということだと思いき。

○番（農 業 委 員）

新規就農資金をあてにして計画を出した時に、この作物で5年後150万円あげるには整地して植えて、来年・再来年大丈夫かなと思いき事と、町や農協とかの支援関係はどうなっているのか。また貸借期間が5年ということですが、5年後貸借が終わる、農業やめますということになるかもしれないです。それから所有者が亡くなっていて、相続権者が2名備考欄に乗っているわけですが、他の相続権者が拒否した時に農業委員会として問題はないんですか。

会長

相続人関係ですが、相続未登記の場合は相続人の過半の同意で5年間までの貸借が可能です。この相続人の同意書は事務局にあがってきております。ですから相続未登記であるがために5年の契約しかできないという状況です。相続人全員の同意があれば10年まで可能です。45番に

会長

については本人がおりますので 10 年契約も可能なんですけど、ほかのところとあわせて 5 年にしていると思われれます。

前半の方のご質問に関しては局長の方が詳しいと思いますので、局長の方からお願いします。

事務局長

おっしゃられるように面積 9 反の中で 5 年後の所得 150 万円はなかなか難しいと思います。ただ、現在の面積ですから今から面積を広げて規模拡大をしながら 5 年後の所得が 150 万円になる計画であれば給付金の申請はできるということです。

2 月にサポート委員会というのがありまして、その中で県・農協・農業委員会・農林水産課の職員が集まって、その計画が妥当であるか、技術面から審査をします。審査が通ったら議会や認定農業者などの団体の代表者の方たちにもう一度審査をしてもらって、それが認められれば町長に申請して認めてもらうということになっております。

そういうことで、今の段階で給付金がもらえるかどうかはわかっておりません。

○番（農業委員）

はい。わかりました。

○番（農業委員）

給付金の関係で懸念されるのもわかるんですね。何度か途中で契約解除された事例もあるわけですし。しかしこの制度は人を見て判断することも大切だと思うんです。農業は苦しいこともありますけど、それに耐える人間だと私は思っております。

会長

私も青年就農給付金については、人を見るということが大変重要だと思っております。ただ、審査段階では申請書、計画書で明確に見えるもの以上のものをみることは、なかなか難しいというのが実態です。実際局長も悩んでいるところだと思います。

他にご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

いろいろな意見が出ていますようでございますが、整理番号 45 番から 49 番まで、念のため確認をいたします。

「許可することにご異議なし」と言う方、挙手をお願いいたします。全員の同意をいただきました。

整理番号 45 番から 49 番まで、許可することに決定いたします。

続きまして 14 ページをお願いいたします。議案第 45 号。農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 45 号。農用地利用集積計画について、上記の議案を別紙のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 12 番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借。対象地区：尾之間（持道上野）。借人：（鹿児島市）鹿児島県地域振興公社（理事長）弓指 博昭。貸出人数：1 名。筆数：1 筆。総面積：700 m²。契約期間：10 年。

整理番号 13 番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借。対象地区：尾之間（持道下野）。借人：（鹿児島市）鹿児島県地域振興公社（理事長）弓指 博昭。貸出人数：4 名。筆数：5 筆。総面積：10,201 m²。契約期間：10 年。

整理番号 14 番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借。対象地区：平内（竹ノ山）。借人：（鹿児島市）鹿児島県地域振興公社（理事長）弓指 博昭。貸出人数：1 名。筆数：14 筆。総面積：9,258 m²。契約期間：10 年。

事務局長

今回の案件につきましては中間管理事業の平成 28 年度第 4 期申請分に関わる手続きであります。地域の話し合いに基づく申請ですので問題ないと思います。 以上です。

会長

申請地が 2 か所ございますので、まず 3 番・4 番の尾之間地域から。

○番（農 業 委 員）

■■■さんとは契約しておりますが、次の更新の際に中間管理事業に載せ替える形をとっております。問題ありません。

○番（農 業 委 員）

18 ページをお願いします。■■■の上です。所有者は屋久島にはおりませんが、このように手続きがされております。問題ないと思います。

会長

皆さん方からご意見いただきます。 いかがでしょう。

先ほど尾之間の委員さんからもありましたが、今までは経営基盤法で本人同士で契約されていたものが、中間管理事業を積極的に進める方針で振興公社に多くの予算が付けられている状況であります。ぜひ再契約はこの事業を利用してほしいという事です。

今回農業委員会に議決をお願いするのは、この方たちの土地を機構に中間管理権をあげていいかどうかです。機構から配分計画が出ておりますが、ここは知事許可になります。知事許可ですが、計画書は各農業委員会を通してあがります。それが 3 月 1 日に件で交付されますので 3 月 1 日から借人の権利が発生するということになります。

○番（農 業 委 員）

配分予定者が決まっていますが、耕作者がいない場合は。

会長

耕作者の予定がないものも機構に上げることは可能なんですけど、一般的には耕作者の予定が見込める物しか今は上げておりません。ただ皆さんに利用状況調査をしてもらっておりますが、遊休農地が発生した時に地主に意向調査を発行しております。その回答に、中間管理事業に預ける・地域の窓口で預ける・自分で借り手（買い手）を探す・自分で耕作する。と 4 つの中から選ぶんですが、中間管理事業にのせると選択した方は事務局からあげております。耕作予定者がいなくても。

あとの地域の窓口で預ける・自分で借り手を探す・自分で耕作するを選択された方には、半年後に調査をします。その際また遊休地だということは、1 年間何も実行されなかったということですので次の年からこの土地の固定資産税を国が 1.8 倍にします。という仕組みになっております。ですからもし皆さんのところに意向調査について相談が来た時には、「一番上の中間管理事業を活用します。に○を付けて提出してください。」と説明してください。

係長から何か説明がありますか。

事務局

中間管理事業の基本的なスタンスなんですけど、所有者から中間管理機構が農地をお借りして機構が借り手を探すという事業になっております。本来はそうなんですけど、今のところ事前マッチングが出来ているところをあげている状況です。というのは、普通畑だったら 3 年間お借りして借り手が見つからなかったら所有者にお返しするんですが、屋久島の場合は果樹園がほとんどですので、その 3 年間の間農地を管理しないといけないんです。そういうことで事前に借り手が見つかる場所をあげております。

あとは意向調査の中で中間管理機構に貸すということであれば課税対象から外れるわけなんですけども、それ以外のところを選択した場合にはその意向を示した 6 か月以内に意向が実行されていなければ農業委員会から『その農地を中間管理機構に貸し出すことを協議してください。』という勧告を出します。その勧告を出した農地が課税対象農地

事務局	<p>となってきます。九州管内で実際に勧告をしたところは福岡と長崎にあったらしいんですが、その農地の状態が機構が借り受けられるような状態ではなかったということで勧告を取消したそうで、いまのところ課税対象になった農地は九州管内ではありません。以上です。</p>
会長	<p>皆さんもご経験があらうかと思いますが、『自分の農地を自分の好きにしていいじゃないか。』という姿勢の方は課税対象もやむを得ないと思います。貸もしない。耕作もしない。周りは畑としてきれいに管理されているのに、そこだけ荒れているというような状況ですね。</p>
○番（農業委員）	<p>畑総してきれいにしている場所では管理機構に貸すこともできるでしょうけども宮之浦は畑総もしてないし、『このトラックも入らんようなところで畑をするか。』と言われるような場所もあるんですよ。『貸して良いよ。自分で整地ができるんだったら。』という場所があるんですよ。</p>
○番（農業委員）	<p>農地を持っているからと言って、必ず農家であるということではないんですよ。所有者の認識不足も問題ですよ。例えば『農地中間管理機構にのせてください。』と指導した時に受け手からするとめんどくさいわけですよ。</p>
○番（農業委員）	<p>最初の意向調査の時には課税対象ではなかったですよ。そこはそのままその結果を継続ですか。</p>
会長	<p>当初はありませんでした。皆さんの意向調査は全農地を対象にしていますので、その後まだ遊休農地であれば当然発生します。</p>
○番（農業委員）	<p>もう一度調査するという事ですか。</p>
事務局	<p>遊休農地については一応農地相談員の西田さんと事前に現地を確認しました。機構に預けられる場所かなど。確認したんですけど、面積が小さかったり借り手が見込めないとか、機構が借り受けていても借り手が見つからないということを機構に情報提供をします。その結果をもとに機構から借受不適合ということで通知をもらっていますから、その通知をもらった段階でその遊休農地は課税対象から外れてきます。そういうことでうちの農家台帳で課税農地になることはありません。</p>
○番（農業委員）	<p>平内・湯泊なんかは今まではシカ・サル被害でネットを設置しないと作物はつくれなかったんですが、シカ・サルも減ってきて、今度事業でスーパー林道から下に柵を設置してくれるんですが、八幡小学校から手前でないと北西の風が強くてジャガイモも実エンドウも育たないんですよ。ジャガイモも反当 1.5 t 取れたらトントンか赤字です。原・麦生あたりは 2 t、3 t、4 t 取りますよね。ですから八幡小から栗生側は畑総していてもほとんど空いています。私たちも借りたいんですけど、借りれない状態です。実際平内の半分は牧草しか作れない状態です。湯泊も畑総してはいますがほとんど空いていますよね。10 年もしたら荒れ放題ですよ。そんな中で、湯泊・平内で牧草を作るという事で管理事業には載せられないんでしょうか。</p>
事務局長	<p>水田では可能です。牧草を作って牧草を処理してくれる方で契約して。ただ畑についてはありませんので実際に畜産農家の方が望まない限りはなかなか難しいですね。今のところ屋久島の畜産農家は 50 頭・100 頭、それだけの規模の経営をされている方がおりませんのでそこまで牧草が必要かどうかということですね。</p>

会長

少し案件から脱線をしておりますが、このように機構に中間管理権を与えることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
それでは申請通り決定をいたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（10時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

6番

8番

平成29年1月24日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久